

第 3 2 9 号 答 申

第 1 審査会の結論

公立大学法人名古屋市立大学（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となる行政文書を非公開とした決定は妥当ではなく、第 4 回ハラスメント調査委員会資料の添付資料である平成23年 2月 3日付け「ハラスメント申立に関する事実関係の調査について（依頼）」及び「ハラスメント申立に関する事実関係の調査について（依頼）」を案文とする起案文書を特定し、改めて決定すべきである。

第 2 異議申立てに至る経過

- 1 平成27年 2月16日、異議申立人は、条例に基づき、実施機関に対し、次のような行政文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

平成27年 2月 5日、名市大監査評価室から「『存在しない 2月 3日付けの虚偽公文書を作成して開示しており、刑法違反となる』とご指摘の件につきましては、ご指摘の文書は平成23年 2月 3日より存在している文書であり、ご指摘にはあたらないと考えます。」とのメールを受領した。

名市大における文書管理の状況で、上記の存在文書及びその文書に係る一連の文書（決裁文書等があれば「文書管理されている状態」が分かるような開示を望む。また、その状態の原本の閲覧を希望）（以下「本件対象文書」という。）

- 2 同年 3月 3日、実施機関は、不存在による非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。
- 3 同年 3月26日、異議申立人は、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第 3 実施機関の主張

- 1 決定通知書によると、実施機関は、本件対象文書を非公開とした理由について、次のとおり主張している。

本件請求に係る行政文書については、実施機関においてこれを作成又は取得しておらず、当該文書が不存在であるため。

2 上記 1に加え、実施機関は、弁明意見書においておおむね次のとおり主張している。

本件公開請求は、異議申立人が平成27年 2月 5日に名市大監査評価室から受領したメールにおいて「ご指摘の文書は平成23年 2月 3日より存在している」と述べられたことについて、「ご指摘の文書」（以下「当該文書」という。）が平成23年 2月 3日より存在していることを証する文書を公開するよう求めるものであると考えられる。

当該文書は、ハラスメント申立人に調査を依頼するものであり、依頼することについて、平成23年 2月 1日に起案された（起案用紙に日付が空欄の当該文書を添付）。当該業務の担当者は決裁日当日中に当該文書を郵送することとし、起案文書の日付欄に「2日」と記載したが、平成23年 2月 2日当日は郵送準備ができなかったことから、翌日 2月 3日に郵送することとし、郵送する当該文書の日付は「2月 3日郵送」と記載した。すなわち、平成23年 2月 2日に郵送する予定であったものを、平成23年 2月 3日に変更したものであり、郵送する日にちを変更したことにより、改めて起案・決裁することではなく、実施機関において、請求に係る行政文書は作成又は取得されていない。

第 4 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、請求内容を満たす行政文書を特定して公開することを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、反論意見書及び口頭による意見陳述で主張している不服申立ての理由は、次のとおりである。

(1) 「指摘の文書は平成23年 2月 3日より存在している文書」と明記されているにも拘らず、「公開請求に係る行政文書を作成又は取得していない。」として、行政文書非公開となるのは何故か。あるいは名市大監査評価室が虚偽のメールを送付してきたのか。

したがって、名市大は、「監査評価室が虚偽のメールを送付していない」ことを証明するためにも、適切な当該理由の分かる文書等の特定を行い、開示すべきである。

(2) 平成23年 6月10日、内容を「平成22年 8月30日に Aが提出した『名古屋市立大学ハラスメント相談』に係る公文書等経緯の分かる文書の

全て、特に調査委員会及びハラスメント審査会の開催年月日及び議事録等の開催状況の分かるもの並びに調査委員の聴取年月日を含め、議事状況内容の分かるものが欲しいです。」として、「個人情報開示請求書」を実施機関（名市大）あてに提出した。同年 6月24日、実施機関から「個人情報非開示決定通知書」が発出され、全ての文書等が非開示とされたので、同年 8月 8日、「異議申立書」を名市大理事長あてに提出し、同月17日、名古屋市個人情報保護審議会（以下「保護審議会」という。）に諮問された。

- (3) 平成24年 7月19日、保護審議会から実施機関の全面非開示を否定するほぼ全面開示の答申を得て、同月27日、名市大理事長から異議申立人に「決定書」が発出され、答申書のとおり第三者の個人情報及び第 1回ハラスメント審査会調査委員会議事録を除いて、全ての文書等が開示されたはずだった。

この時、平成23年 2月 3日付け「ハラスメント申立に関する事実関係の調査について（依頼）」という当方が送付受した行政文書がハラスメント調査委員会の添付書類という形で開示された。

- (4) 名市大が説明責任を果たさないので、開示された文書の問題点を開示請求した結果、保護審議会において審議された個人情報は、実施機関（名市大）の保有する一部であって、実施機関にとって不都合な行政文書等は特定されず、隠蔽されていたことが判明した。平成25年 1月24日、実施機関で組織的に共有されていた事情聴取記録メモが開示されると、続いて平成26年 5月22日、「ハラスメント審査会の開催について」という起案文書及び「ハラスメント審査会の調査委員会の開催について」という 2件のメールが開示され、さらに、同年 6月11日、 4件の起案文書が開示された。

- (5) この時、平成23年2月2日付け「ハラスメント申立に関する事実関係の調査について（依頼）」という当方が送付受した行政文書を案文とする起案文書が開示された。

また、新たに、平成27年 7月17日、保護審議会に提出されていなかった平成23年 3月22日付け起案文書が個人情報開示請求によって開示された。

- (6) 名市大は、弁明理由として、「平成23年 2月 1日に起案された（中略）起案文書の日付欄に「 2日」と記載したが、（中略）起案用紙に「 2月 3日郵送」と記載した。」と長々と記述しているが、当初、当方が開示されたものは、当方が個人情報保護審議会に追加反論意見書に添付したもの

（平成23年 2月 3日付け「ハラスメント申立に関する事実関係の調査について（依頼）」という当方が名市大から送付受した行政文書）であり、当該起案文書が開示されなかった。何故、当該起案文書が特定されず、「故意」又は「隠蔽」されたのかその理由があるはずで、なければ、明らかに法令違反である。

(7) したがって、名市大は、「故意」又は「隠蔽」を伴った恣意的な行政文書の特定をした事実を真摯に受け止め、説明責任を果たさないのだから、適切な当該理由の分かる文書等の特定を行い、開示すべきである。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件対象文書の有無が争点となっている。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件公開請求の対象となる行政文書について

(1) 異議申立人は、名市大監査評価室から受領したメールにおいて述べられている、平成23年 2月 3日より存在している文書及びその文書に係る一連の文書を請求したと主張している。

(2) 一方、当審査会が確認したところ、以下の経緯により、実施機関は、本件対象文書について、異議申立人が平成27年 2月 5日に名市大監査評価室から受領したメールにおいて述べられた文書が平成23年 2月 3日より存在していることを証する文書と解釈したとのことである。

ア 本件公開請求に至る前に、異議申立人から名市大監査評価室に質問があり、その中で「平成23年 2月 3日付け文書は虚偽公文書である」旨の訴えがなされている。

イ 異議申立人は、平成23年 2月 3日付け「ハラスメント申立に関する事実関係の調査について（依頼）」及び「ハラスメント申立に関する事実関係の調査について（依頼）」を案文とする起案文書を入手した上で請求を行っている。

ウ 本件公開請求書の記載より、異議申立人は、『「文書管理されている状態」がわかるような』開示を望んでいる。

(3) しかしながら、本件公開請求は上記第 2 1のとおりであるため、少なくともこの文言からは、本件対象文書が、実施機関が主張するような文書であるとまでは読み取ることはできない。

(4) したがって、当審査会は、本件対象文書を「存在しない 2月 3日付けの虚偽公文書を作成して開示しており、刑法違反となる」との指摘に係る平成23年 2月 3日より存在している文書（以下「本件対象文書①」という。）及びその文書に係る一連の文書（以下「本件対象文書②」という。）であると解し、本件処分が妥当であるか否かを以下検討する。

4 本件対象文書①及び②の有無について

(1) 上記第 4 2によると、異議申立人は以下のとおり主張している。

ア 当初、「名古屋市立大学ハラスメント相談」に係る公文書等経緯の分かる全ての文書を個人情報開示請求した。それについて保護審議会からの答申を得て、平成23年 2月 3日付け「ハラスメント申立に関する事実関係の調査について（依頼）」という当方が送付受した行政文書がハラスメント調査委員会の添付書類という形で開示された。

イ その後の個人情報開示請求において、平成23年 2月 2日付け「ハラスメント申立に関する事実関係の調査について（依頼）」という当方が送付受した行政文書を案文とする起案文書が開示された。

(2) 本件対象文書①について、審査会が実施機関に確認したところ、次のとおりであった。

ア 異議申立人に対して、平成23年 2月 3日付け文書として開示したものは、第 4回ハラスメント調査委員会の添付資料として開示した平成23年 2月 3日付け「ハラスメント申立に関する事実関係の調査について（依頼）」のみである。

イ 当該開示文書について、「存在しない 2月 3日付けの虚偽公文書を作成して開示しており、刑法違反である」との内部通報があった。その内部通報に対して、「平成23年 2月 3日より存在している文書であり、指摘にはあたらない」との回答をした。

(3) 上記 (1)ア及び (2)より、本件対象文書①は、第 4回ハラスメント調査委員会資料の添付資料である平成23年 2月 3日付け「ハラスメント申立に関する事実関係の調査について（依頼）」（以下「本件行政文書①」という。）であると認められる。

(4) 上記 (3)を踏まえ、本件対象文書②について、審査会が実施機関に確認したところ、次のとおりであった。

ア ハラスメント審査において、申立人の主治医に事情聴取することについて、申立人の同意を得るため、平成23年 2月 1日に、日付が空欄の「ハラスメント申立に関する事実関係の調査について（依頼）」を案文とする起案を行った。

イ 上記アの起案について、当該業務の担当者は決裁日当日中に当該案文を郵送することとし、起案文書の案文の日付欄に「 2日」と記載したが、平成23年 2月 2日当日は郵送準備ができなかったことから、翌日 2月 3日に郵送することとし、郵送する当該文書の日付は「 2月 3日」とし、起案文書の表紙に「 2月 3日郵送」と記載した。

ウ 公立大学法人名古屋市立大学ハラスメント防止対策ガイドライン第 7 (4)によると、ハラスメント調査委員会は、当事者間の問題解決のために事実関係の調査を行うと規定されている。しかし、調査を行う際の詳細な手続きまでは定められておらず、実施機関は、本件行政文書①に係る文書として、平成23年 2月 2日付け「ハラスメント申立に関する事実関係の調査について（依頼）」を案文とする起案文書（以下「本件行政文書②」という。）を作成しているものの、その他の文書は作成していない。

(5) したがって、本件対象文書②として、本件行政文書②が該当すると認められる。

(6) また、異議申立人の主張は、本件公開請求に至った経緯や実施機関に対

する意見を述べているにすぎず、他に請求内容を満たす文書が存在すべき事情を述べるものではなく、存在をうかがわせる事情も見当たらない。

(7) 以上のことより、実施機関は本件行政文書①及び②を新たに特定し、改めて決定すべきである。

5 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の付言

行政文書公開制度は、何人も公開請求することができるものとされ、公開請求者が誰であれ、同内容の請求に対しては同一の判断基準により非公開情報を除いて公開するものである。

したがって、たとえ公開請求者が公開請求の趣旨を満たす文書を既に入手している等の事情があったとしても、行政文書公開制度上、誰に対しても同様に、公開請求書から読み取れる文書を特定すべきである。また、文書の特定に際して疑義があったのならば、処分を行う前に、公開請求者が求める文書の内容や請求の真意を十分確認すべきであったといえる。

今後、実施機関においては、制度の趣旨を十分に理解したうえで、適切に対応することが望ましい。

第 7 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
平成27年 4月 7日	諮問書の受理
4月24日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
5月29日	弁明意見書の受理
6月16日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは 反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は 意見陳述申出書を提出するよう通知
7月29日	反論意見書の受理
令和 2年12月18日 (第32回第 2小委員会)	調査審議
令和 3年 6月25日 (第38回第 2小委員会)	調査審議

同日 (第38回第 2小委員会)	異議申立人の意見を聴取
7月30日 (第39回第 2小委員会)	調査審議
8月27日 (第40回第 2小委員会)	調査審議
9月24日 (第41回第 2小委員会)	調査審議
11月26日 (第43回第 2小委員会)	調査審議
12月24日 (第44回第 2小委員会)	調査審議
令和 4年 1月28日 (第45回第 2小委員会)	調査審議
3月 4日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小野木昌弘、委員 森絵里、委員 米澤孝充